

1 不妊治療を取り巻く状況

- 不妊治療は、晩婚化や生殖補助医療に対する認知度の向上等を背景に増加傾向にある。（【表1】参照）
- 一般不妊治療等は、令和4年度から医療保険の適用対象となったものの、依然として不妊治療に対する経済的負担は大きい状況にある。（【表2】参照）
- また、不妊の原因の約半数は男性側にありとされる一方、「不妊治療＝女性側の問題」という認識が根強くある。（【表3】参照）

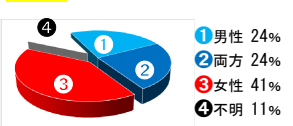
【表1】 本町の不妊治療実績数

R 5	10件/75件	13.3%
R 6	4件/76件	5.3%
R 7	12件/54件	22.2%

【表2】 自己負担額の目安

医療保険適用治療	
・人工授精	約 3万円 / 回
・体外受精	約 15万円 / 回
・顕微授精	約 20万円 / 回 等
+	
医療保険適用外治療	
・先進医療	全額自己負担
・自由診療	（額は医療機関ごと異なる）

【表3】 不妊の原因



2 事業概要

妊娠を望み治療に取り組むご夫婦等の経済的・精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境を整備することを目的に実施する。

3 助成対象となる治療及び助成額

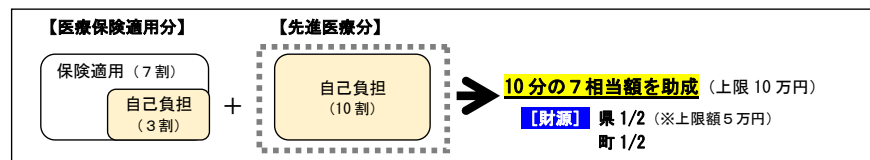
(1) 先進医療分（医療保険適用の不妊治療と併用）

① 治療の種類

先進医療として告示（厚生労働省）されている治療とする。

② 助成額

先進医療に係る費用の10分の7相当を助成する。（上限額10万円）



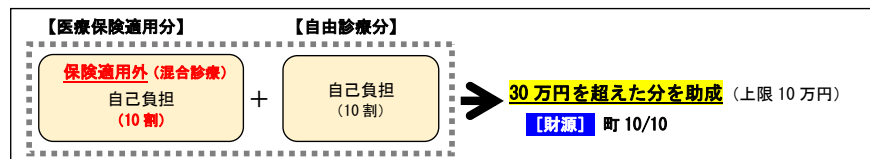
(2) 自由診療分（保険外診療）

① 治療の種類

自由診療により、全額が自己負担となる治療とする。

② 助成額

治療に係る自己負担が30万円を超えた額に対して助成する。（上限額10万円）



4 助成対象者

次の要件すべてを満たす夫婦等を対象とする。

- ① 不妊治療開始の時点において、法律上の婚姻をしている又は事実婚であること
- ② 申請の時点において、夫婦等の両方又は一方が本町に住民登録があること
- ③ 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断されていること
- ④ 夫婦等のいずれも町税等を滞納していないこと

5 助成回数

医療保険で治療できる回数と同様とする。

- ① 初めての治療開始時の年齢が 40歳未満の女性 通算6回まで
- ② " 40歳以上43歳未満の女性 通算3回まで

6 相談支援体制の構築

不妊治療や妊活に取り組むご夫婦等の精神的負担の軽減や、妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促す取組み（「プレコンセプションケア」）など、支援体制の構築についても併せて検討する。

7 事業費の試算 2,100千円〔うち県補助見込額375千円〕 ※精査中

【内訳】 先進医療分（15件分）1,500千円、自由診療分（3件分）300千円、相談支援体制分300千円

8 今後のスケジュール



9 その他

現在、神奈川県が実施する不妊治療に対する補助事業（県 1/2補助）については、令和8年度までの時限的なものとなっているため、令和9年度以降も継続実施されるよう、町村会等を通じ、要望事項として提出する予定である。